

(別紙1)

居所不明児童生徒に関する教育委員会の対応等の実態調査
結果概要

【調査対象】市町村教育委員会(回答数:1,759)
※ 学校組合教育委員会等で、組合構成市町村と合わせて回答している場合があるため、
全教育委員会数とは一致しない。
【調査時期】平成24年5月1日現在

I 児童生徒が居所不明となった場合

1. 居所不明の態様

(1) 居所不明であることを把握したのはいつからか【件数】

把握した時期	件数
① 小学校入学時から	998件
② 在学中	493件
計	1,491件

(2) 居所不明である期間(平成24年5月1日現在)【件数】

居所不明である期間	件数
① 1年未満	515件
② 1年以上3年未満	527件
③ 3年以上	449件
計	1,491件

(3) 居所不明となった主たる理由として考えられること【件数】

主たる理由として考えられること	件数
① 貧困による債務逃れ	5件
② 保護者が配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)から逃れるため	214件
③ 保護者等による児童生徒への虐待から逃れるため	36件
④ 保護者が派遣労働者や短時間労働者(いわゆるパートタイム労働者等)であることによる短期間の転居	1件
⑤ 被災による行方不明	7件
⑥ その他(自由記述)	445件
⑦ 不明	783件
計	1,491件

「⑥その他(自由記述)」の例

- ・ 国外転出の手続きをしないまま、国外に居住していると思われる。
- ・ 外国人である母親が母国へ帰国の際、子どもも連れて帰り、父親とも連絡が取れなくなった。

等

2. 居所不明児童生徒に関する対応について

(1) 居所不明である期間が1年未満(Ⅰ-1-(2)-①)の件数のうち、学校や教育委員会が民生委員、児童相談所等に相談、連携した件数

265件

《相談・連携した相手先別件数(複数回答可)》

相談・連携した相手先	件数
① 民生委員(児童委員)	66件
② 市区町村福祉部局	135件
③ 児童相談所	57件
④ 警察	32件
⑤ 特定非営利活動法人(NPO法人)	3件
⑥ その他(具体的に)	95件

「⑥その他(自由記述)」の例

- ・ ドメスティック・バイオレンス、家庭相談の担当部局や子ども家庭支援センターと相談・連携している。
- ・ 住民票主管課に実態調査を依頼している。

等

(2) 居所不明である期間が1年未満(Ⅰ-1-(2)-①)の件数のうち、学校や教育委員会が民生委員、児童相談所等に相談、連携しなかった件数

250件

《相談・連携しなかった理由別市町村教育委員会数(複数回答可)》

相談・連携しなかった理由	市町村教育委員会数
① 日常的な連携体制がない	14市町村教委
② 連携先の職務内容に関する知識がない	0市町村教委
③ 保護者や親族の意思	6市町村教委
④ その他(自由記述)	48市町村教委

「④その他(自由記述)」の例(改善すべき点のあるものを含む)

- ・ 居住実態を確認できず、手がかりとなる情報もない状況であり、どの機関と連携したらよいか分からない。
- ・ ドメスティック・バイオレンスからの避難のため、形式的に居所不明扱いとしているケースであり、関係機関からの情報収集等を行う必要がない。
- ・ 国外転出手続きを行わないまま出国した又はその可能性が高い。
- ・ 関係機関と連携しても、現在得ている以上の情報を得られると思えない。

等

(3) 居所不明である期間が1年以上(Ⅰ-1-(2)-②及び③)の件数のうち、学校や教育委員会が民生委員、児童相談所等に相談、連携した件数

410件

《相談・連携した相手先別件数(複数回答可)》

相談・連携した相手先	件数
① 民生委員(児童委員)	83件
② 市区町村福祉部局	166件
③ 児童相談所	74件
④ 警察	22件
⑤ 特定非営利活動法人(NPO法人)	5件
⑥ その他(具体的に)	169件